

教員共同研究等参画経費(知の価値分)の導入

岐阜大学では、2020年4月より共同研究に参画する教員の人件費に相当する額を「教員人件費相当分」として共同研究費に計上することを推奨していましたが、2026年度より、当該経費を研究実績・蓄積に対する対価及び、当該共同研究への関与時間に対する対価としての性質を明確にするために、**教員共同研究等参画経費(知の価値分)**として名称を変更し、企業様との合意を前提に、直接コストとして経費に計上することを推奨させて頂くものです。

経費算定の考え方

区分		経費の性質	経費の用途
直接コスト	直接経費	当該研究に直接必要な経費を計上 (旅費、消耗品費、備品費、本経費で雇用される者の人件費等)	当該研究者に配分され、当該研究実施のために使用します。
	教員共同研究参画経費(知の価値分)	当該共同研究に参画する教員の研究実績・蓄積に対する対価及び、当該共同研究への関与時間に対する対価を計上 (※共同研究講座、民間との受託研究においても計上可能)	当該研究者にインセンティブとして配分され、当該研究者の研究参画環境改善(手当含む)のために使用します。
間接コスト	間接経費	当該研究に付帯する経費として計上 (直接コストの30%相当)	大学及び当該研究者の所属する学部配分され、大学全体又は学部等の教育研究環境改善のために使用します。

例) 直接経費1,000万円、教員共同研究参画経費(知の価値分)100万円の場合

直接コスト = 1,000万円 + 100万円 = 1,100万円

間接コスト = 1,100万円 × 30% = 330万円 ⇒ 契約総額 1,430万円

※教員共同研究等参画経費(知の価値分)は、民間との受託研究(アカデミア型臨床研究及び治験を除く)

及び共同研究講座・共同研究部門の契約においても計上を推奨させて頂きます



間接経費の上限額300万円の廃止

岐阜大学では、共同研究費の直接経費が1,000万円を超える場合、間接経費は一律300万円としていましたが、2026年4月より、上記の表のとおり原則、直接コストの30%となります。(但し、直接経費が30万円を下回る場合は、一律9万円となります)

2026年4月以降の研究費について、現行制度(変更前)を適用して
契約したものは、変更契約を締結しない限り、元の契約が適用されます。

2025(令和7)年度

旧制度適用

研究期間の開始日又は変更・延長の対象となる期間の開始日が
2026年3月31日以前



2026(令和8)年度

2026年4月 新制度適用開始

研究期間の開始日又は変更・延長の対象となる期間の開始日が
2026年4月1日以降

新制度は、契約締結日によらず、研究期間の開始日又は変更・延長の対象となる期間の開始日が2026年4月1日以降の契約を対象としています。

制度移行時の暫定的な取り扱いとしまして、

2026(令和8年度)以降の研究費は、2025(令和7年度)分の研究費とは別にお振り込み頂きますようお願い致します。

合算してお振り込み頂いた場合は、旧制度での取り扱いとさせて頂きます。